

令和2年度

第2回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月7日(木)午前10時00分
場 所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 8名 欠席委員 5名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	×	13	内田 勝夫	×
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	×			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	×			

農地利用最適化推進委員

0名（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席自粛）

事務局職員

3名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第11号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第12号 非農地証明願について
- 議案第13号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 議案第14号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の総会につきましては、ご案内をいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策といたしまして、総会の出席人数の調整をさせていただき、規模を縮小して開催しております。あらかじめ、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、第2回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員8名、欠席委員5名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和2年度第2回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>はい。異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、3番：河野孝也 委員及び5番：河野利治 委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>はい。それではご説明申し上げます。議案第6号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書1ページからになります。</p> <p>申請番号9番、所在が[]字[]番[]外[]筆で、地目が田、合計面積が3,192m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号10番、所在が[]字[]番地で、地目は田、面積が860m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、</p>

渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 11 番、所在が [] 字 [] 番 [] で、地目は畠、面積が 903 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 12 番、所在が [] 字 [] 番 [] で、地目は田、面積が 734 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、受人と渡人は親子関係にあります。

申請番号 13 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は畠、合計面積が 1,862 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 14 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田及び畠、合計面積が 3,030 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 15 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田、面積が 1,803 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 16 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田及び畠、合計面積が 7,434 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、受人と渡人は親子関係にあります。

申請番号 17 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は畠、合計面積が 1,481 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 18 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は畠、合計面積が 486 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>はい。農地法第4条の規定による農地転用について、議案第7号、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の6ページ及びお手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>申請番号1番、申請地は[]字[]番[]、地目は田で、面積が771m²の農業公共投資の対象となっていない農地です。</p> <p>農地区分としては市街地にある区域内の第3種農地で、都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。</p> <p>転用目的は、田を畑に転換する農地造成のための一時転用です。</p> <p>[]を[]に入り、[]を[]に約[]mの場所に位置し、北と東が[]に、西と南を[]に接しています。</p> <p>利用計画についてですが、申請地は高台に貯めた水を利用しているため、農業用水が十分確保できず、稲作をするには水の管理が不便であるとのことで、畑に造成後は麦を作付けする計画です。</p> <p>造成については、申請地を隣接する道路と同じレベル、1m弱まで客土する計画で、申請者は別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て・盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届出書を提出しています。</p> <p>転用に要する工事はすべて申請者自身で施工する計画ですので、造成費用はかかりません。</p> <p>工事期間は許可日から令和2年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。</p> <p>なお、4月22日に地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員が事務局と現地確認を行い、近藤推進委員からは転用について問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>申請番号2番、申請地は[]字[]番[]、地目は田で、面積が101m²の農業公共投資の対象となっていない農地です。農地区分としては第2種農地に該当します。</p> <p>転用目的は、記念碑の建立です。</p> <p>[]から[]に入る[]で、[]と[]</p>

	<p>に隣接しています。[]からは約 []m低い地形となっています。</p> <p>利用計画についてですが、申請者は申請地を隣接する[]の高さまで約 []m石積し、その上に台座を据え、高さ約 []m、長さ []mの石碑を建立する計画です。</p> <p>盛り土は行わないので、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。また、日照及び通風で周囲に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透にて処理する計画です。</p> <p>申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政手続の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手続との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、建立費として []万円を見込んでおり、それを満たす金融機関からの預金の残高証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可後から令和2年10月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のカの(イ)「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合」に該当します。</p> <p>なお、4月22日に地元の農地利用最適化推進委員会の板井推進委員が、事務局と現地確認を行い、板井推進委員からは転用について問題はないとの意見をいただいています。以上です。</p>
議長	<p>はい。事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告がありましたとおり、問題ないとの事であります。</p> <p>これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議のある方はございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	はい。議案第8号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請につ

いて、次のとおり許可申請があつたので意見を求めます。議案書の7ページ及び地図をご覧ください。

申請番号3番、申請地は[]字[]番[]、地目は田で、面積は688m²、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第1種農地に該当します。

[]を[]方向に入り、約[]mの場所に位置し、東、西及び北側を[]及び[]に、南側を[]に接しています。

転用目的は後継者用住宅用地です。

譲受人は[]で、申請地の南側に接する住宅に居住する譲渡人である親から申請地の贈与を受け、延べ床面積[]m²の[]建て一般住宅と農業用倉庫を建築する計画で、転用面積は適正と認められます。

宅地造成についてですが、表面を盛土し整地する計画で、申請者は別途市環境課に、豊後高田市土砂等による土地の埋立て・盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届出書を提出しています。造成後も隣接する[]及び[]から低い地形となることから、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。

雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフローについては、南側と北側に新設する側溝へ放流する予定です。また、[]であり、隣接農地よりも低い地形であることから、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手との協議もありません。

令和2年3月31日付けで農業振興地域から除外されています。

転用に要する費用は[]円であり、事業費に見合う金額の金融機関からの融資可能証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

4月22日に、地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員が、事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。また、農業委員の河野利治委員も、4月22日に事務局と現地確認を行っています。

申請番号4番、申請地は[]字[]番地[]、地目は畠で、面積が118m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。

転用目的は進入路用地であります。

[]から[]を経て[]に入り、約[]mの

場所に位置し、北と東側を■、西側を■、南側を■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地周辺を住宅地として再整備を予定しており、その進入路として整備する計画です。

盛り土等は行わず、整地し砂利を敷く予定で、土砂の流出や崩壊の恐れはありません。

また、進入路ですので日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については、東側の畠との間に側溝を設置し、南側の市道横の側溝に放流する計画であります。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は工事費■円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

4月22日に地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員が、事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

申請番号5番、申請地は■字■番外■筆、地目が畠で、面積が1,272.91m²、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

■を■に入り、約■kmの場所にあり、周囲を■に接しています。

転用者は■で太陽光発電事業を行う■で、今回土地を取得し、総面積1,272.91m²に、太陽光パネル■枚、施設面積■m²、総出力■kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等は行わず現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置して、その上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については、自然浸透のほか、オーバーフローについては、南側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の

請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [REDACTED] 円であり、すべて自己負担で賄う計画で、金融機関が発行した、事業費に見合う金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和2年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

4月22日に地元の農地利用最適化推進委員の瀬口推進委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

申請番号6番、申請地は [REDACTED] 字 [REDACTED] 番外 [REDACTED] 筆、地目が畠で、面積が1,129m²、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

[REDACTED] を [REDACTED] に入り約 [REDACTED] mの場所にあり、周囲を [REDACTED] と [REDACTED] 、西側の一部を [REDACTED] に接しています。

転用者は [REDACTED] で太陽光発電事業を行う [REDACTED] で、今回、土地を取得し、総面積1,129m²に、太陽光パネル [REDACTED] 枚、施設面積 [REDACTED] m²、総出力 [REDACTED] kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等は行わず、現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置して、その上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については、自然浸透のほか、オーバーフローについては、西側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政手続の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手続との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [REDACTED] 円であり、すべて自己負担で賄う計画で、金融機関が発行した事業費に見合う金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和2年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

4月22日に地元の農地利用最適化推進委員の瀬口推進委員が事務局と現

	<p>地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告がありましたとおり、問題ないとの事ありました。</p> <p>補足としまして、申請番号3番につきましては、現地確認をしていただきました5番：河野利治 委員からも意見をいただきたいと思います。</p>
5番： 河野委員	<p>はい。3番の案件は、私と事務局の方で確認させていただきました。地元ということで大変気になっていたんですけども、先ほどの事務局からの報告の通り、前に農業振興地域から外れておりますし、問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第9号 農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の10ページになります。農用地利用集積計画（案）についての権利種別は、所有権移転になります。</p> <p>申請番号1番、所在が[]字[]番外[]筆で、地目が畠、合計面積が19,802m²、渡人が[]の[]さんです。</p> <p>受人が大分県農業農村振興公社で、農地売買支援事業により、農家から公社への所有権移転を行うものであります。なお、その後、地域の担い手へ売却する予定です。以上であります。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>

	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第 10 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 15 ページです。
事務局	議案第 10 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 15 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 3,616 m ² 、畑の面積が 11,862 m ² の合計面積が 15,478 m ² で、利用権を設定する農家数 9 戸、利用権の設定等を受ける農家数 7 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 5,880 m ² 、使用貸借に係る面積 9,598 m ² です。 詳細につきましては、議案書 11 ページから記載していますのでご覧ください。以上、審議をよろしくお願ひします。
議長	はい。ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。 次に、議案第 11 号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 11 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき

	<p>意見を求めます。</p> <p>お手元に配布しております、別紙A3用紙の貸付調書についてですが、議案書の13ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p>最初に、別紙の農用地貸付調書の1ページで、借受者、[REDACTED]さんに1件の面積が2,758m²、2ページで同じく、[REDACTED]さんに1件の面積663m²の貸付がしめられております。以上であります。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第12号 非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第12号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の17ページからをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号4番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は田で、面積641m²、申請人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請の内容は、平成元年頃から耕作できなくなり、山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員と4月22日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。また、近藤推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいている。</p> <p>続きまして、申請番号5番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番外[REDACTED]筆で、地目は田と畑、合計面積は1,284m²で、申請人は[REDACTED]の[REDACTED]さんです。申請内容は、昭和45年ごろ減反をした後から耕作できなくなり、山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員と4月22日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林となっており、非農地として認められるものと考えます。また、近藤推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいている。</p> <p>続きまして、申請番号6番、所在が[REDACTED]字[REDACTED]番で、地目は畑、面</p>

	積は 306 m ² で、申請人は [] の [] さんです。申請内容は、昭和 60 年 3 月ごろから耕作できなくなり、山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏推進委員と 4 月 22 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおり山林となっており、非農地として認められるものと考えます。また、近藤推進委員からも非農地としても問題ないとの意見をいただいています。以上です。
議長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告がありましたとおり、問題ないとの事がありました。 これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めるに決しました。 次に、議案第 13 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について及び議案第 14 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、関連がありますので、一括して事務局から提案します。
事務局	はい。議案第 13 号です。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてです。議案書の別紙になります。こちらは、農林水産省の経営局農地政策課長通知に基づき行うものであります。農業委員会は、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行い、これらの評価や計画案をホームページにより 6 月までに公表し、国に報告することとなっていることから、その内容について、意見を求めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 その概要をご説明します。
	最初に、農業委員会の状況ですが、これは、市内の数字関係、農地の面積等と農家の状況、それから、農業委員会の委員関係等の状況を記載するものでございます。これにつきましては、それぞれ数字の出典先を示されておりますので、それに基づいて、記載をさせていただいているところでございます。
	次に 2 ページ目です。担い手への農地の利用集積・集約化ですが、現状及び課題について、管内の農地面積 3,062ha、これまでの集積面積 1,904ha と

ということで、集積率62.18%となりました。

目標及び実績では、集積目標1,964haに対する集積実績は2,076haとなり、105.7%の達成状況となりました。

活動計画と実績としては、農地中間管理機構等を活用し、隨時、農家の皆様方から貸借などの相談を受け付けながら担い手の集積を行う、それと、人・農地プランとの連携を行いながら集積を図っていく、というようなことを計画したところ、委員の皆様方も農家の皆様方からの相談を受けながら、中間管理事業等を活用して集積を行っていったとしています。

目標、活動についての評価でございますが、中間管理事業を活用しながら集積を図っている中、集落営農団体、担い手の高齢化等々の問題があるということもここに記載しています。その評価といたしまして、今後、新たに内定や新規参入なども考えていかなくてはならない、そういう評価をしたところでございます。

3ページ目です。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、28年、29年、30年の状況をここに記載しています。

次に、令和元年度の目標と実績ですが、参入目標としては3経営体、実績としては4経営体ということで、目標よりも昨年は多く新規参入がありました。面積につきましても目標達成がなされております。目標の達成に向けた活動といたしましては、現在、農政担当課であります、農業ブランド推進課の方で、アグリチャレンジスクールの事業の取り組みを行っております、新規参入や新規就農者の支援を行っております。

新規参入の目標等の実績が達成できたのは、市が行っていますアグリチャレンジスクールの成果が大きいものではないかと考えます。農業委員会としても、連携しながら支援を行っていきます。

次に、遊休農地に関する措置に関してですが、国の統計調査や本市でも行っております、農地パトロールにおける遊休農地の面積等々の面積を記載しております。令和元年度の解消目標としては、8haに対しまして3.8haということで、半分に満たなかったということになっております。達成の目標活動といたしましては、7月、8月にかけまして、農地パトロールを実施し、遊休農地等々の調査をしていただいているところでございます。

4番目の評価でございますけれども、耕作放棄地の解消目標は達成できませんでしたが、引き続き、利用状況調査、意向調査を踏まえながら、解消に努めていくこと、具体的には、肥育牛の放牧に耕作放棄地を活用するというような取り組みを通じて、耕作放棄地の解消に繋げているとしています。

5ページでございます。違反転用への適切な対応です。これにつきましては、課題に記載のとおり、昔からの状態のものにつきましては、大変、状況が把握しにくいというような状況があります。ですので、違反がわかった場合につきましては、追認で申請行為を行えるものであれば、基本的に追認等の指導を合わせて行っているところであります。

活動計画としては、毎年行う農地パトロールの中で、違反転用等も一緒に確認をしていっていただくような内容になってこようかと思います。是正指

導と案件の追認を対応の基本としていきます。

6ページ目ですが、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、3条許可の件数、1年間の処理件数、農地転用に関する件数等、1年間の状況を記載しています。

7ページ目が農地所有適格法人からの報告です。報告状況についての数値を挙げております。4番目が情報の提供ということで、賃借料情報、権利移動の状況、農地台帳の整備等の数値を挙げているところでございます。

最後でございます。8ページですが、地域農業者等からの要望、意見及び対処内容ということで、委員の皆さんや私どもが窓口等々で、いろんな地域の農業者の方からご意見等をお聞きする内容の概要を記載しています。いただいたご意見は、市の担当課とも情報共有しています。

事務の実施状況の公表ということで、これは農業委員会の活動、特に、議事録等々のものにつきましては、公表していくよう定められておりますので、本市につきましても、議事録をホームページに公表しております。また、今回の議案に挙げております、活動計画、実績等につきましても、ホームページに公表しております。

以上、第13号議案の内容をご説明いたしました。

続いて、議案第14号の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてですが、これも、議案第13号と同じ要領で、国の方に報告するもので、同様の内容ですので、説明は省略させていただきます。

なにかお気づきの点がございましたら、個別にでも、ご意見をお寄せいただければ、隨時、ご意見を反映していきたいと思います。以上でございます。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無ければ、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。

はい。5番：河野委員。

5番：
河野利治委員

はい。大変すみません。ちょっと数字的なもので気になるんですけれども、4、5ページの遊休農地の管内の農地面積が右と左のページで若干違う、3,010ha というのは、一番表のページの集積のところの面積が来ているんだと思うんですけども、その辺りが気になりますし、遊休農地面積は 52.0ha、56.0ha で前の数字とリンクしているみたいなんですかね。それと、計画書の分も 3,066ha とその下の違反転用の令和2年4月現在 3,010ha となっていますけれども、その数字も若干違っているんですけども、何か加味しているものがあるのかなというふうにお聞きしたいと思います。

議長	はい。遊休農地と違反転用の関係の面積の違いを説明してください。
事務局	はい、最初の管内の農地面積(A)のところですね。この面積というのは、管内の農地面積、河野委員のおっしゃった3,010haに遊休農地面積の52.0haをプラスした数字が3.062ha、これに対して、52.0haの遊休農地の割合は何パーセントか、というので、割り戻した数字が1.70%という数字になるということで、足した数字を入れるという国の指示があり、この数字になっております。
議長	はい、ご理解いただけましたか。
5番： 河野利治委員	はい。
事務局	あと、違反転用の部分ですかね。違反転用というのが、昨年度、追認案件というのが4件ございまして、許可をもらう前にやってしまったというような追認案件4件の数字を足した面積の合計となっております。
議長	はい、その他にご異議のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	なければ、本案は原案のとおり認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。
	報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	はい。それでは、報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり通知がありましたので報告します。20ページからになります。 届け出番号4番、[■]字[■]番[■]外[■]筆で、地目が田、合計面積は2,620m ² で、貸し人が[■]の[■]さん、借り人が[■]の[■]さんで、解約事由は貸し人の都合であります。
	届け出番号5番、[■]字[■]番で、地目が畑、面積は3,742m ² で、貸し人が[■]の[■]さん、借り人が[■]の[■]さんで、解約事由は貸し人の都合であります。以上です。
議長	はい。この件につきまして、ご質問等はございませんか。
	(ありませんの声)

議長	ないようですので、以上で本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第2回総会を閉会します。お疲れ様でした。
----	---

午前 10 時 54 分
令和 2 年 5 月 7 日